

社債管理会社の法的問題

2004年7月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成15年度の研究の成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—その1・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学大学院法学政治学研究科教授）と第2分科会（主査：能見善久東京大学大学院法学政治学研究科教授）とに分けて研究を続けている。

第1分科会では、平成11年度に「チェック・トランケーションにおける法律問題」を、平成12年度・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」を、平成14年度上期に「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」をそれぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成14年度下期から平成15年度にかけて「社債管理会社の法的問題」を取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。なお、同分科会では、引き続き平成16年度は、「電子マネー法制」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

ちなみに、第2分科会では、平成11年度・平成12年度に「消費者との銀行取引における法律問題について」を、平成13年度に「金融取引における『利息』概念の検討」を、平成14年度に「預金の帰属」をそれぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。さらに平成15年度には、「債権・動産等にかかる担保法制の問題」をテーマとして取り上げ、近くその報告書を発表する予定である。なお、同分科会では、引き続き平成16年度は「最近の預金口座取引をめぐる諸問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

本報告書では、第1章で「『会社法制の現代化に関する要綱試案』における社債関係事項の概要」、第2章で「平成5年社債法改正の審議の経緯」、第3章で、「債権者保護手続における社債管理会社の権限」、第4章で「社債管理会社の公平誠実義務」、第5章で「商法311条ノ2第2項の見直しについて」、第6章で「会社更生手続における社債権者の権利行使」を取り上げている。

平成5年の社債法改正、その中でも特に社債管理会社に関する改正は、本報告書の中でも明らかにされているように、それについての社債発行会社、金融機関および証券会社のそれぞれの意見が錯綜し、長年の審議を経て成立するにいたったものである。現在、社債発行をめぐる環境も平成5年改正当時と比べて相当に変化していると思われる。本報告書では、各担当者がその担当した問題について、自分なりの考え方を示したものである。ちなみに、平成17年に国会に提出予定の「会社法制の現代化に関する要綱」においても、社債管理会社についての改正問題が取り上げられている。本報告書がそれらの審議を始め、社債法をめぐる諸問題の検討にあたって何らかの参考になれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野、社債管理分野から多くの実務を担当する方にオブザーバーとして参加いただいた。また、事務局を全国銀行協会金融調査部にお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を借しきれなかったオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼を申し上げたい。

平成16年7月
金融法務研究会座長
前田 庸

目 次

第1章 「会社法制の現代化に関する要綱試案」における社債関係事項の概要（山下友信）	1
1 はじめに	1
2 社債の発行	1
3 社債管理会社	3
4 社債権者集会	8
5 おわりに	9
第2章 平成5年社債法改正の審議の経緯（前田 庸）	10
1 社債管理会社の原則設置強制について	10
2 「社債募集の委託を受けた会社」から「社債管理会社」への変更 －「社債管理委託契約」の帰趨－	11
3 社債管理委託契約に基づく個々の問題点	14
4 社債管理会社と担保付社債の受託会社	14
5 社債管理会社の資格について	17
6 仮決議制度	17
7 応募不足と社債の成立	18
第3章 債権者保護手続における社債管理会社の権限（前田重行）	19
1 総説	19
2 債権者保護手続について	20
3 債権者保護手続における社債権者の扱い	23
4 債権者保護手続における問題点と改革の方向	24

第4章 社債管理会社の公平誠実義務（神田秀樹）	30
1 社債管理会社制度の概要	30
2 社債管理会社の公平誠実義務	32
3 ルールの位置づけ	33
4 公平義務	34
5 誠実義務	35
6 社債契約または社債管理委託契約の事後的な変更	36
第5章 商法311条ノ2第2項の見直しについて（岩原紳作）	37
1 会社法現代化作業における商法311条ノ2第2項の見直し	37
2 商法311条ノ2第2項の沿革	37
3 アメリカ連邦信託証書法311条	38
4 信託証書法と比較した商法311条ノ2の特色	39
5 支払停止後の弁済等	40
6 「三月」の期間の延長	40
7 社債管理会社の子会社等による行為	42
8 相殺	42
9 商法311条ノ2第2項の問題点	44
第6章 会社更生手続における社債権者の権利行使（青山善充）	46
1 はじめに	46
2 社債権に関する旧会社更生法の規定とその実務	47
3 新会社更生法における社債権者の議決権行使	51
4 「会社法制の現代化に関する要綱試案」の検討	53
5 おわりに	56